

第五回国会 法務委員会 議事録 第十五号

昭和二十四年五月六日(金曜日)

午前十一時五十九分開議

出席委員

委員長 花村 四郎君

委員 小玉 治行君 野島高木 松吉君

石川金次郎君 野島木作次郎君

押谷 富三君 田嶋 好文君

收野 寛策君 眞鍋 勝君

猪俣 浩三君 田万 廣文君

上村 進君 三木 武夫君

出席政府委員

法務政務次官 山口 好一君

検務長官 木内 曾益君

(検務局長) 高橋 一郎君

(調査意見第一局長) 岡咲 惣一君

法務廳事務官 大室 亮一君

(人権擁護局長) 大室 亮一君

法務廳事務官 大室 亮一君

委員外の出席者

専門員 小林 貞一君

四月三十日

委員田中萬逸君辞任につき、その補

欠として鹿野彦吉君が議長の名で委

員に選任された。

五月二日

認知の訴の特例に関する法律案(古

島義英君提出、衆法第五号)

四月三十日

皇族の身分を離れた者及び皇族とな

つた者の戸籍に関する法律の一部を

改正する法律案(内閣提出第一五九

号)(予)

失火の責任に関する法律廃止の請願

(佐藤昌三君紹介)(第七三九号)

第二類第五号 法務委員会議事録 第十五号 昭和二十四年五月六日

丸山隘道内の火薬爆発被害者救済に
関する請願(江田斗米吉君紹介)(第
七五三号)

戸籍事務費全額國庫補助等に関する
請願(田中義平君紹介)(第七七八号)

五月四日

主食欠配損害補償に関する請願(神

山茂夫君紹介)(第八九七号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

檢察廳法の一部を改正する法律案

内閣提出第一〇七号)

民法の一部を改正する等の法律案

(内閣提出第一一四号)

人権擁護委員法案(内閣提出第二二

三号)

訴訟費用等臨時措置法の一部を改正

する法律案(内閣提出第六〇号)(參

議院送付)

公判前の証人等に対する旅費、日

当、宿泊料等支給法案(内閣提出第

九四号)(參議院送付)

刑事訴訟費用法の一部を改正する法

律案(内閣提出第九号)(參議院送付)

司法警察職員等指定應急措置法等の

一部を改正する法律案(内閣提出第

九九号)(參議院送付)

皇族の身分を離れた者及び皇族とな

つた者の戸籍に関する法律の一部を

改正する法律案(内閣提出第一五九

号)(予)

○花村委員長 これより会議を開きま

す。

○花村委員長 花村委員長 花村委員長

花村委員長 花村委員長 花村委員長

花村委員長 花村委員長 花村委員長

を改正する法律案、刑事訴訟法の一部
を改正する法律案を一括議題としたし
ます。本案について別に質疑はありま
せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○花村委員長 御質疑がなければ、兩

案を一括して討論採決に移ります。討

論はいかがいたしましたでしょうか。

(「討論省略」と呼ぶ者あり)

○花村委員長 それでは討論を省略し

て採決いたします。

兩案に御賛成の諸君の御起立を求め

ます。

(議員起立)

○花村委員長 起立議員。よつて兩案

は原案の通り可決いたしました。

右兩案の報告書は委員長におまかせ

を願います。

政府委員の都合により、午後一時ま

で休憩いたします。

午後零時五分休憩

午後二時二分開議

○花村委員長 休憩前に引き続き会議を

開きます。

日程には上つていませんが、去る四

月三十日に付託になりました皇族の身

分を離れた者及び皇族となつた者の戸

籍に関する法律の一部を改正する法律

案について提案理由の説明を求めま

す。

皇族の身分を離れた者及び皇族

となつた者の戸籍に関する法律

の一部を改正する法律案

皇族の身分を離れた者及び皇

族の身分を離れた者及び皇

族の身分を離れた者及び皇

族となつた者の戸籍に関する
法律の一部を改正する法律
皇族の身分を離れた者及び皇族と
なつた者の戸籍に関する法律(昭和
二十二年法律第百十一号)の一部を
次のように改正する。

第一條に次の一項を加える。

皇室典範第十三條の規定により

第一項の者と同時に皇族の身分を

離れた者に、同條の規定により同

時に皇族の身分を離れた配偶者又

は子があるときは、前項の規定に

かわからず、その夫婦(配偶者が

ない者についてはその者)につい

て新戸籍を編製し、その子は、そ

の戸籍に入る。

第二條第二項中「直系尊属につき

第一條第一項」を「父母につき前條

第一項又は第三項」に改め、同條第

三項中「入るべき戸籍がすでに除か

れているときの下に」、又はその者

が新戸籍編製の申出をしたとき」を

加える。

第三條中「直系尊属につき第一條

第一項」を「父母につき第一條第一項

又は第三項」に改め、同條に次の一

項を加える。

前條第三項の規定は、前項但書

の場合に準用する。

第五條から第七條までを次のよう

に改める。

第五條 第一條第一項、第三項又は

第二條第三項の規定により新戸籍

を編製される者は、十日以内に、

届書に皇族の身分を離れた原因及

び年月日を記載して、その旨を届

け出なければならない。この場合

には、皇族の身分を離れた原因を

証する書面を届書に添附しなけれ

ばならない。

第六條 第二條第一項又は第二項の

規定により戸籍に入る者は、十日

以内に、届書に入籍の原因及び年

月日を記載して、その旨を届け出

なければならない。この場合に

は、入籍の原因を証する書面を届

書に添附しなければならない。

第七條 第四條の規定により戸籍か

ら除かれる者の四親等内の親族

は、十日以内、届書に除籍の原因

及び年月日を記載して、その旨を

届け出なければならない。この場

合には、除籍の原因を証する書面

を届書に添附しなければならない。

則附

この法律は、公布の日から施行す

る。

○山口(専)政府委員 ただいま議題と

なりました皇族の身分を離れた者及び

皇族となつた者の戸籍に関する法律の

一部を改正する法律案の提案理由を御

説明申し上げます。

皇族の身分を離れた者及び皇族とな

つた者の戸籍に関する法律は、皇室典

範の附屬法として、また戸籍法に対す

る特別法として、皇族の身分を離れた

者及び皇族となつた者の戸籍の取扱

を規定いたしておりますが、同法は、

皇族の身分を離れた者及び皇族とな

つた者の戸籍に関する法律は、皇室典

範の附屬法として、また戸籍法に対す

る特別法として、皇族の身分を離れた

者及び皇族となつた者の戸籍の取扱

を規定いたしておりますが、同法は、

旧戸籍法を基礎として制定されたものでありますので、これを、新戸籍法の建前に沿うように改正する必要がございます。すなわち、新戸籍法は民法の改正に対応して、二つの夫婦及びこれと氏を同じくする子」を戸籍編製の単位として、三代同籍を避ける建前をとつており、また、婚姻によつて氏を改めた者が離婚等により復籍する場合には、復籍者は新戸籍編製の申出をすることができることになっておりますが、これらの点につき現行の皇族の身分を離れた者及び皇族となつた者の戸籍に関する法律を、新戸籍法の建前に従つて改正するとともに、なお現行法の戸籍届出に関する規定中、新戸籍法の規定によつて不必要となつた部分を整理するため、ここに、この法律案を提出いたす次第でございます。

次に、この法律案の内容につき簡単に御説明申し上げます。まず第一條についての改正規定は、現行法第一條によりまして、皇室典範第十一條の規定により、皇族の身分を離れた者については新戸籍を編製し、同第十三條の規定により、これと同時に皇族の身分を離れた配偶者や直系卑属は、すべてその新戸籍に入るることになつております結果、直系卑属に配偶者やさらに直系卑属がある場合には、その新戸籍に一つの夫婦及びこれと氏を同じくする子以外の者も同籍する結果となりまして、このような場合には、その直系卑属については一つの夫婦とその子、もし配偶者が不在の場合にはその者とその子のごとくに、それ／＼新戸籍を編製するようにいたさうとするものであります。

同條第二項によりまして、皇室典範第十四條第四項の規定により、皇族の身分を離れた者は、その直系卑属につき第一條の規定により編製された戸籍に入るることになつておりますが、たとえば、その戸籍が祖父または曾祖父母等父母より親等の遠い直系卑属について編製されている場合には、三代以上同籍の場合が生ずることがありますので、これを改め、父母について編製した戸籍に入ることにし、また現在皇室典範の右規定により皇族の身分を離れた者は、新戸籍編製の申出ができないうことになつておりますが、これを改め、一般の離婚復籍者と同様、新戸籍編製の申出ができるようにいたさうとするものであります。

第三條についての改正規定は、現在同條によりまして、皇室典範第十二條の規定により、皇族の身分を離れた者が離婚する場合、第一條の規定により、その者の直系卑属につき編製された戸籍があるときは、その戸籍に入ることになつておりますが、祖父母または曾祖父母等について新戸籍が編製されている場合には、やはり第二條と同様三代以上同籍の場合が生ずることがあり、また現在右の離婚した者は新戸籍編製の申出をすることができないことになつておりますが、これを第二條同様の趣旨に改めようとするものであります。

最後に、第五條から第七條までについての改正規定について御説明申し上げます。第五條は、第一條または第二條の規定による新戸籍編製、第六條は第二條の規定による入籍、第七條は第四條すなわち皇族以外の女子が皇后となり、

または皇族男子と婚姻し、その戸籍から除かれる場合の除籍の届書の記載事項等に関する規定であります。現行法に列挙されている記載事項は、新戸籍法の規定により記載すべきことが当然明らかなるものがありますので、これを整理しようとしたものであります。

以上がこの法律案の内容の要点でございます。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決されんことをお願い申し上げます。

○花村委員長 本法案に關しましては、本日政府の説明を聞く程度にとどめ、質疑は後に譲りたいと存じます。

○花村委員長 次に民法の一部を改正する法律案を議題といたします。御質疑があれば承ります。

○梨木委員 現行民法の三百六條の三号には、雇人の給料とすることになつておるのでありますが、この雇人の給料という中には、雇用関係から生ずる一切の労働者にとつての報酬というように理解しておるわけでありまして、さうした場合において、退職金というふうなものはこの雇人の給料の中に入るかと思ひますが、政府の方ではどういうふうにお考えですか、伺ひたいと思ひます。

○岡咲政府委員 ただいまのお尋ねでございますが、この「雇人の給料」と規定してあります給料は、大體雇人がその労働の対価として使用者から支拂われるところの給料、手当、賞與その他のものを指すのでございまして、これに三百九條に六箇月間の給料について存在するといふような規定がありま

て、先取特権に一應は優先いたすわけ
でございます。

○梨木委員 どうもそういうような突
き放したような答弁でなくて、もう少し
現行法上から抵当権に対して雇人の
先取特権がどういうような関係にな
っているか、あなたの方が専門家なの
だから、もう少し具体的に説明してい
ただきたいと思つてます。

○岡咲政府委員 梨木委員から何か具
体的にお示しになつてお尋ねになる
と、たいへん幸いかと存じまするが、
たとえば抵当権は一般に不動産上に
存するわけでございますが、先取特
権の順位から申しますと、まず動産
に対してこれを行使いたしまして、最
初に不動産に参るわけでございます。
その場合にたとえは債務者が、この場
合で申しますと使用者が、建物を持っ
ております。その上に使用者が他の債
権者に対して抵当権を設けたいたして
おりますと、抵当権の実行によりまし

て、債務の弁済をする。そしてその残
額がありますならば、それに対して
一般の先取特権者が弁済を受けること
ができるという関係になるわけであり
ます。

○梨木委員 そうすると、大体今一番
問題になつて居るのは、不動産に対
して抵当がついて居るかと思つてあり
ますが、そういう場合には、雇人の
先取特権は抵当権に優先しないわけ
ですか。

○岡咲政府委員 さようでございま
す。

○梨木委員 そういう程度では、今の
民法の雇人の給料について一部改正
をしても労働者の生活の方に寄與する
ところがないように思ふのですが、い

つと抵当権に優先するというようなぐ
あいに改正する意思はないのでありま
すか、はつきりその点を……。

○岡咲政府委員 將來債権の弁済の確
保につきまして、一般労働者というも
の権利をいかに確保すべきである
かという事は、非常に重要な問
題でございます。先ほども申しまし
たように、民法の全面的な改正をいた
す際には、これを慎重に研究考慮いた
したいと考えております。しかし今部
分的な改正におきまして、梨木委員の
お説のように、抵当権に優先するよう
な雇人の給料に対する先取特権を認
めるという事は適當でないと思つて
まして、実はさうな改正を考へなかつ
た次第でございます。このたびの改正
を企図いたしております範囲でも、
現状よりははるかに労働者の給與に対
する権利の保障がはかられるように考
へますので、梨木委員のお説のよう
に、抵当権に優先するような規定を置
かなければ実効はないのではないかと
いう御意見につきましては、私は現状
でもなおかつ雇人の給料については
効果が加えられるであろう、かように
考へておる次第でございます。

○花村委員長 ほかに御質疑はありま
せんか。

○押谷委員 はかの方からすてにお尋
ねになつて居るかも知れませんが、
民法の改正につきましては、第一回國會
において、親族、相続の両編について
全面的な改正が行われまして、この改
正の際の経過を調べますれば、相違あ
るいは物権、債権等の諸編におきま
しても、全面的に改正の必要あることを
認められまして、そういう附帯決議が
あつたように聞いているのでありま

す。爾來相当の日時を経過いたしてお
るのでありますが、この民法の全面的
な改正については、どんな御準備をお
進めになつて居るか、その経過を伺つ
てみたいと思つてます。

○岡咲政府委員 政府といたしまして
は、近く法制審議会を法務廳の機関と
して設けまして、その法制審議会に民
法に関する審議を取扱うべき部会を設
けまして、その部会におきまして、今
お尋ねになりましたような民法に關す
る基本的な調査研究をいたし、至急新
憲法に沿ひ、現在の社会情勢に適應し
たような民法の起草をいたしたい、か
ように考へております。

○押谷委員 この民法のような基本的
な法典の改正は、本日御提案にあるよ
うな小さな條文をその都度ばらばらに
提案されて改正をせられるという、こ
ういふ態度はどうかと思つてありま
すが、今後さういふ民法のばらばらな
改正をせられるような計画なのです
か。あるいは全部にわたつて全面的な
改正をするような御意図があるのです
か。その民法改正の態度について多少
私は疑問があるのです。

○岡咲政府委員 審議会におきまし
て、慎重に御研究を煩わした結果、結
論がおそらく得られるのであらうと考
へておりますので、私から申し上げる
のは多少簡略かと考へるのであります
が、その審議会におきましては、民法
の部分的な改正でございます。全
面的に改正いたすというふうな取扱い
方をいたすのであらう、かように考へて
おります。

○押谷委員 もう一点伺います。これ
は梨木君からお尋ねになつたかもしれ
ませんが、この本日の改正は、これは
今日の時代から言つて急いでなすべき
必要もありましようが、しかし今日の
大きな政治問題として最もさしせまつ
ておることは行政整理であるとか、
あるいは企業整備に伴つて生ずる退職
者に対する退職金の関係でありませ
んか、この退職金に対する優先権である
とか、先取特権であるとか、あるいは
差押えの關係等についてのお考えはど
うなつておりますか。

○岡咲政府委員 先ほど梨木委員のお
尋ねに対しましてお答えいたしました点で
ございますが、退職金は一應雇人の
給料という中には入らないと解釈され
ておるのが通説と考へております。し
かし私はこれは多少個人の見解を申し
上げるようになつて恐縮に存じます
が、労働基準法の第十一條でございま
すかにあります賃金と大体同趣旨に
の給料を考へてよいのではないかと考
へておりますので、その賃金に準ずる
ような退職金であるならば、あるいは解
釈上、先取特権を認められる場合もあ
り得るのではないかと、かように考へて
行きたいと思つております。しかしこ
れは裁判所におきまして結局解釈をさ
れ得ると考へますので、一般の通説と
いたしましては、退職金は入らない、
かように御了解願つてよろしいのでは
ないかと思つております。

○押谷委員 これに含まれないことは
わかりませんが、その退職金についての
差押えを禁止するとか、あるいは先取
特権を認めるとかというふうな制度を
新しく考へになるおつもりではない
のですか。

○岡咲政府委員 將來は十分考慮され
得ると考へますが現在ではこの程度の
改正でよいではないかと考へておりま

す。

○梨木委員 先ほどの退職金の問題に
ついてもう少しはつきりさせてもら
いたいと思つてます。労働基準法の十一條
によりまして、とにかく労働の対價と
して支拂うすべてのものは賃金だとい
うことになつて居るわけでありませ
んか、俗にいう退職金というも
そのする、俗にいう退職金というも
のは、これは明らかに労働に対する対
價であると思つております。こうい
うことになりまして、労働基準法は最
近できた法律であります、民法もや
はり、この新憲法下に労働者の基本的
な権利を保護する趣旨のもとにつくら
れたこの新しい労働法の趣旨に則つ
て、理解されなければならぬと思ひま
す。そうならば当然民法三百六條の雇
人の給料の中には、退職金を含むべき
ものであつて、これは新しい憲法下
においては当然なことだと思つて。今の説
明を聞いてみますと通説などと言われ
ますが、それは新憲法が施行される前
においての考へ方ではないかと思ひま
す。でありますから、この点は個人的
にどう考へておられるという事は聞
く必要はないので、政府として現在ど
う考へておられるかという事を、明確に
答弁していただきたいと思います。

○岡咲政府委員 民法の三百九條の方
には「雇人給料ノ先取特権ハ債務者ノ
雇人カ受テヘキ最後ノ六ヶ月間ノ給料
ニ付キ存在ス」云々というふうに規定い
たしてございまして、この規定はそのま
ま修正いたさないで、置くことにいた
してございまして、やはり月々に支
拂われるところの労働の対價、かよう
に給料は考へる方が、やはり解釈とし
ては適當ではないかと思ひます。従
まして梨木委員の仰せの退職金は、廣

○岡咲政府委員 將來は十分考慮され
得ると考へますが現在ではこの程度の
改正でよいではないかと考へておりま

○岡咲政府委員 將來は十分考慮され
得ると考へますが現在ではこの程度の
改正でよいではないかと考へておりま

○岡咲政府委員 將來は十分考慮され
得ると考へますが現在ではこの程度の
改正でよいではないかと考へておりま

退職金と考へます場合には入らな
い、かように解釈いたすべきではない
かと考へます。

○梨木委員 今首切り、工場閉鎖が非
常に起つております。その際に退職金
をいくらく出そうという場合におき
まして、これをやはり民法が保護して
やらなければならぬと思ふ。これは
従来の旧憲法下におけるところの民法
的な考へ方ではなくて、やはり新しく
こういふ労働法ができた現在にお
きましてはこの観点から保護するよう
に理解されなければならぬと思ふ。ど
うもさういふようなことでは、せつか
く労働者の生活保護のために改正さ
れる趣旨も汲取られることになりはし
ないかと思ひますが、どうでしょう。

○岡咲政府委員 ごもつともな御意見
と拜承いたす次第でございますが、終
局的な解釈は結局裁判所において
されると考へております。現在にお
きましては、他の先取特権との関係もあ
りまして、一應先ほど申し上げました
ように、退職金は入らぬというふう
に解釈せざるを得ないものと考へます。

○梨木委員 それでは次に伺いたい
と思ふのですが、労働基準法の第二十
條で予告の解雇というのがありますが、
この一箇月分の支拂いですね。この分
についてはどういふようにお考へでし
ようか。これに対して民法三百六條の
雇人の給料の先取特権の適用があるか
どうか。

○岡咲政府委員 この場合は給料に準
ずべきものと考へまして、先取特権を
認めてきしつかえないと思ひます。
○花村委員長 他に御質疑はありませ
んか。
○田万委員 ちよつと政府委員にお尋

ねしたいと思ひます。ただいま梨木委
員からいろいろ給料の解釈につい
て御質問がありました。そのこと
について私も一点お尋ねしたいと思
ひます。この民法の一部を改正する等
の法律案によりまして、三百六條の二
号と三号を入れかへするといふことが
眼目らしいのでありますが、給料の解
釈については、ただいま承つておりま
す。退職金というものが全部が給料にな
らないとか、あるいは一部は給料にな
るといふふうな非常な案にまいなよう
にも受取れるのです。さうして政府委
員のお話では、それは裁判所の解釈に
ゆだねべき問題であるという回答があ
つたのでありますけれども、これは立
法府のわれ／＼において、裁判所に明
かな一つの指針を與へることが重大な
問題でないかと思ふのであります。つ
きましてはこの給料という言葉、これ
はすでに御存じの通り、この法律は明
治二十九年法律第八十九号でありま
して、梨木委員も言われた通り、相当古
い給料という解釈を、今日の時代に適
合せしめざるべく、狭義に解釈せしめて
廣く解釈して、さうしてできれば政府に
おいては給料その他退職金あるいは手
当、さういふものを付加して労働者を
保護せられる意思があるか。それに關
連して三百九條の「雇人給料ノ先取特
権ハ債務者ノ雇人カ受クヘキ最後ノ六
月間ノ給料ニ付キ存在ス」といふよう
な拘束的な、制限的な規定を撤廃せら
れて、眞に労働者を保護せられるとい
う立法に改正せられる御意思が今日あ
るか否か、その点をお伺ひしたいと思
ひます。

○岡咲政府委員 まことに適切なお尋
ねで、ありがたく存じます。実は雇人

の給料の先取特権の順位を変更するこ
とと、三百九條の但書を削るというの
がこのたびの改正案の骨子でございま
すが、私どもの方でこの問題を取上げ
ました際に、雇人の給料という表現自
体を検討いたしました。新しい現在の
法制に適應するように改めようといふ
ことも一つの案として考へた次第で
ございまして、それから三百九條もまた、
これを根本的にかえて、勤労者の勤勞
に対する対價といふものをもつと強く
保障するといふような制度にしてはど
うかといふことを実は考へた次第であ
ります。この問題を深く掘り下げて
みますと、ここだけの改正ではとどま
りませんで、もつと廣く民法典全般に
ついてさらば手当をしなければならぬ
といふふうな問題が生じて参りました。
さういたしますと、やはり全面的
な改正の際に取上げる方が適當ではな
いかといふふうにお考へた次第であり
ます。従いまして「雇人ノ給料」といふ言
葉そのものには手をつけませんで、旧
來通りの言葉をそのまま踏襲いたしま
して、解釈はもとよりこの立法當時の
解釈をそのままいつまでもとつており
ません。裁判所におきましては、こ
の時勢の進歩に従ひまして、その時の
社会情勢なり勤勞者の状況、その他諸
般の事情を勘考せられつつ、適正な解
釈をされるであらう、その裁判所の解
釈に一應おゆだねすることにいたしま
して、この順位を変更する点と、それ
から三百九條における但書はあまりに
不合理な但書であります。ゆえに、こ
の但書を削るというところだけきよ
う改正として取上げた次第でございま
す。

○田万委員 なお一点念のためにお尋

ねしておきたいのですが、いわゆる行
政整理あるいは企業整備によつて相当
失業者が出ますが、それらの人に対す
る退職金あるいは手当というものは、
今日の事情においては法律の系統上や
むを得ないと思へば、ある程度のもの
は給料に準じて認めてやるべきである
が、それを條文とすることを私は希望
いたします。

それからいろいろ私が申し上げた点
について、全般的に深く掘り下げた場
合においては、廣汎な法律の改正があ
るといふことも一應われ／＼はわかる
のですが、その時期は今國會には間に
合わないとしても、次期國會には必ず
出されるやいなや、それをひとつ明確
にお答え願ひたい。

○岡咲政府委員 勤勞者の保護につき
ましては、なるべく早い機会に適當な
措置を講じたいと思ひますが、民法
の改正をいたしましては、なるべく全
面的な改正として取上げたいと考へて
おりますので、次期國會までにその
点に關する成案を必ず得るといふこと
をお約束することは、ちよつと困難で
はないかと考へます。しかし御趣旨の
あるところは十分くみとりまして、私
どももいたしましては十分の努力を
いたし、研究いたすといふことを申し上
げてよろこびに考へます。

○梨木委員 商法の二百九十五條では
「会社ト使用人トノ間ノ雇關係ニ基
キ生ジタル債權」こゝういふ表現をして
おり、これは退職金を含んでおるとは
明確なのであります。この点から申しま
しても、この商法は明治三十二年ご
ろにできたのであります。ちよつとも
時分でも商法では、少くとも会社と使
用人との間の雇關係一切の債權につ

いて先取特権を認めておるのでありま
す。こゝういふ点から言つても、私は民
法の雇人の給料の中には退職金も含
まなければならないと思ふのでありま
すが、どうも先ほどの説明を聞いて
おりますと、通説を非常に固執され
るようでありまして、この点商法との
關係について、どうお考へになります
か。

○岡咲政府委員 商法の二百九十五條
は梨木委員の御指摘のように、雇關係
から生ずる一切の債權について、先
取特権を認めておる次第でございま
すが、この二百九十五條の改正は、昭和
十三年にいたされたわけでございます
。先刻申し上げましたように、雇
人の給料といふ言葉の表現自体には何
らの修正を加へませんで、むしろ
裁判所の適正な解釈におまかせしよ
うといふ考へで、この程度の改正を
いたした次第でございまして、政府といた
しまして、その給料の中には退職金も當
然入るのだといふ解釈をとるべきでは
ないかといふ御意見のようになりまし
たが、その点はわれ／＼として十分
検討いたしました。考へておりますし、
先ほど申しましたように、私個人とい
つたしましては、大いに解釈の余地があ
る場合もあるのではないかと、かように
考へておりますが、一應の従前から行
われております解釈を申し上げれば、
先ほどのように申し上げなければなら
ないかと考へております。

○梨木委員 商法の行政は私がかつて
ありませんが、昭和十三年にこゝうい
う改正ができたと思へば、時代の進展と
ともに、雇人の給料については退職
金までも含めなければならぬといふ
必要からこゝういふやうに改正になつ

て先取特権を認めておるのでありま
す。こゝういふ点から言つても、私は民
法の雇人の給料の中には退職金も含
まなければならないと思ふのでありま
すが、どうも先ほどの説明を聞いて
おりますと、通説を非常に固執され
るようでありまして、この点商法との
關係について、どうお考へになります
か。

たのだから、民法の給料についての考
え方も、退職金を除外するという考
え方もあり得ない。私は考えるので
あります。先ほどのお話では、こ
れは結局は裁判所が決定すべき問題で
あります。運用の面において、政府
は退職金を含む趣旨で運用したいとい
うことを、実はこの委員会で政府の言
明として私開きたいと思つていま
す。

○岡咲政府委員 お尋ねの御趣旨はよ
く拜承いたしました。もう一度とくと
研究いたしました。次の機会に政府と
しての解釈をもう少し明らかにしてお
答へ申し上げたいと思つています。

○梨木委員 それからさらに政府の見
解を伺いたいのですが、民法には六箇
月だけ保護を與えておられるわけであ
ります。現在経営者は非常に金詰まりのた
め困つておられるわけであり、こ
ういふことのために給料の遅配、欠配が
続出しておられます。そこで勤労者の生
活権を保護する建前からのみならず、
健康で文化的な生活をする権利を保障
するといふ憲法の二十五條からいって
も、六箇月というような制約を設ける
ことは現在の情勢のもとにおいて憲法
違反じやないかと思つて、こ
ういふことは私に考へるのですが、政府の見解は
どうでしょうか。

○岡咲政府委員 雇入の給料が未拂
いの状態におかれておるといふような
ことはしばしば承るのでございま
す。通常の場合には保護し得るのでは
ないか。それ以上給料の支拂いが滞つ
ておるといふ場合はきわめて少ないので
はないか。かように考へた次第でござ
いまして、なおこの三百十條あたりを
対照いたしました。この六箇月の制

限も民法の規定の上から無条件にいた
すことには多少疑義がありますので、ま
ず三百九條の方は但書を削るだけで、ま
ずとりあえず必要は満されるだらう。
かように考へた次第であります。

○梨木委員 こつういふ点を政府はどう
考へてでしょうか。今非常に経営難に
陥つておる工場があつて、その工場の
不動産は抵当に入つておる。そこでそ
この労働者は給料について先取特権を
持つておる。その先取特権を持つてお
るといふことも、はつきりその抵当権
者に明示しておいた場合に、これは労
働基準法によりまして給料は毎月一回
ずつ拂わなければならぬといふこと
になつておられますが、実際抵当権を
行使すると、勤労者の給料財源の先取特権
を侵蝕する形になるのですが、こ
ういふ形における抵当権の履行は基準法の
違反になりはしないかどうかと私は思
つておる。こつういふ点についての見
解を伺いたいのと思つています。

○岡咲政府委員 どうも抵当権は一般
の先取特権に優先します。もつともそ
の先取特権があつても、三百三十九條
にございまして、特に特定のものを
登記した場合には抵当権に先立
つたわけにございまして、雇入の給
料は一般の先取特権にございまして、
どうも抵当権に優先する、抵当権の方が
優先することは民法の建前上やむを得
ませんので、梨木委員の御指摘のよう
な基準法違反といふことにはならない
であらうと思つています。

○田方委員 もう一点念のために、
少し念が入り過ぎておるかも知れませ
んが、梨木委員の質問に対して、
次会までに給料問題の解釈に対して御
研究なさるといふお話でございます

が、その際に先ほども私はちよつと申
し上げましたが、給料並びに退職金あ
るいは手当を付加して、やむを得なけ
れば六箇月の範囲でも付加するのですか
ら文化していただきたい。こつういふ
熱意をもつて御研究をお願いしたいと思
つています。この点をひとつお願いして
おきます。

○花村委員長 ほかに御質疑はありま
せんか。なければ本案に対する質疑
はこの程度にとどめます。

○花村委員長 次に人権擁護委員法案
を議題といたします。御質疑があれば
承ります。

○猪俣委員 人権擁護委員法と人身保
護法との関連について御説明願いた
いと思つています。

○大室政府委員 お答えいたします。
それは別に直接関係はございません。

○猪俣委員 しかしこの第一項の目
的、あるいは第二條委員の使命とい
ふようなこと、人身保護法における目
的あるいは使命といふようなものには
重複しておるような点が多々あると思
つておる。こつういふようなことはご
いませぬか。

○大室政府委員 それは人権擁護委員
がいろいろ調査いたしましたして人身保護
法によるような場合は、人身保護法に
よるといふことになるわけでありま
す。

は全国に百五十人ございまして。東京
が十一人、大阪と北海道が五人、その他
の府縣は三人でありました。

○梨木委員 どんな活動をして来た
か、それとこれとの関連はどうなつて
おられますか。

○大室政府委員 今までの人権擁護委
員と申しますのは政令でできたのであ
ります。これは昭和二十三年七月十七
日の政令第六十八号でつくりまし
て、大抵全部ではありませんが、大多
数発令になりました。何分これはまだ
発令いたしまして日にちがあまり経つ
ておりませんので、この人権擁護委員
からこつういふ侵害事件があつたとい
ふような報告が参りますと、それに基づ
きまして事務官が調査に参る。それから
五月三日に、人権擁護委員をお願い
いたしましたのであります。従来は仕事は
人権擁護委員の第二條に、人権侵害
事件の調査及び情報の収集に関する事
項、それから人権擁護に関する啓蒙及
び宣傳に関する事項、民間における人
権擁護運動の助長に関する事項、貧困
者の訴訟援助に関する事項、その他人
権の擁護に関する事項、こつういふ仕事
をお願いしておるのであります。た
だいま申し上げましたほかに人権擁護
に關する啓蒙宣傳に関する事項、これ
は講演会なんかをやりますときに、い
ろいろい人権擁護委員のおせわになつて
おるのであります。大体こつういふよ
うな仕事を今までもしてらつておるの
であります。

○梨木委員 もつと具体的に聞きたい
のです。従来の人権擁護委員はどうい
う基準で選定したのか、それから人権
擁護局はどれだけの予算をもつて仕事

をしたか、それから人権相談所をつく
つたとか、人権に関する啓蒙宣傳をす
るといふことでもありますが、昨年中に
何箇所人権相談所をこしらえて、どれ
だけの回数さういふ講演会を開いて、
そこへ聴衆が幾ら来たか。それから少
年審判について何か調査したといふの
であります。その調査の内容、そ
ういふ資料を出してもらいたい。

○大室政府委員 それではお手元にそ
の資料を差上げます。それからた
だいお尋ねの人権擁護委員の選任の方法
についてお答えを申し上げます。その
方法は都道府縣知事と弁護士会長にそ
の推薦を委託したのであります。それ
ぞれ推薦がありましたものを、法務總
裁から人権擁護委員に委嘱したの
であります。各都道府縣の擁護委員
は、東京では先ほど十一人と申しまし
たが、そのうち六人は東京の三弁護士
会長、日本弁護士協会、全日本弁護士
会長、自由人権協会、その代表の方々
と、あとの五人は知事と弁護士会長の
御協議の上、御推薦願つた方々になつ
ていただいたのであります。それから
そのほかの府縣におきましては、一人
は弁護士会長、他は弁護士会長と知事
との共同の御推薦で法務總裁から委嘱
する。こつういふ形で委嘱をいたしたの
であります。何分局ができました新し
いのであります。発令いたしまして
からまだあまり日にちがあつていない
のであります。これからお手元にその
資料を差上げますが、局の方で受け付
けました事件が昨年は四十件、処理済み
のもの三十二件、未処理のもの八
件。本年になりまして四月末日までの
受理件数が百七十一件、うち未処理の
件が百三十七件、未処理の

五

ものが三十四件、この百七十一件のうちには、先ほどお尋ねになりました人権相談所の受付けた数字も含まれておるのであります。でありますから昨年度に比へますと、昨年度は一箇年で四十件であったのであります。本年度は四月末日においても百七十一件といふに増加いたしておるのであります。だん／＼に受理件数が多くなつて参つておるのであります。局の予算をいたしましては、昨年度が三百六十万円、今年度ははつきりしたことはわかりませんが、大体四百五十万円程度であります。

○梨木委員 一体四百万円をこの予算でどういふ法律をつくつて、この法律がねらつておるような目的が達成できるのですか。その構想をお聞きしたい。

○大室政府委員 これは私が初め局に参りましたときからの構想なのであります。が、少くとも各町村に一人以上の人権擁護委員を委嘱したい。と申しますのは人権あるいは自由人権というよきな思想が普及されていなくようなところが、まだ一般には大分あるように思われるのであります。そこをどういふ人権擁護委員を各市町村にお願ひいたしますという事は、あるいは情報収集、あるいは裁判事件の調査という目的もあつたのであります。が、そういう啓蒙宣傳というよきなこともまた非常に大きなねらいとしております。仰せの事は予算は非常に少いのであります。その点は私はなほ遺憾といたしておるのであります。が、何分新しい局でありますので、なかく予算が認めただけでありません。予算はそういうことになつておるのであります。

すが、こういう人権擁護委員を置くという事はどうしても私は必要と考へておるのであります。予算につきましては、請求は相当たくさんいたしたのであります。が、やむを得ず少い少い予算でやつております。

○梨木委員 人権を侵害されたり、蹂躙される被害者といふのは、大体において労働者や農民、中小小工業者、その他労働大衆であります。ところがこの人権擁護委員の選任方法を見ますと、労働組合とか、農民団体から推薦するよきな方式が明確に出ておらないので、これでは私は人権擁護の目的が達成できないと思ひます。その点どうお考えですか。

○大室政府委員 第六條の第三項に「婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員」というふうに、特に労働者といふこともこれにうたつてあるのであります。

○梨木委員 私の聞きたいのは、これは大分複雑な推薦過程を経て來ておるのであります。直接労働者が推薦して、法務総裁がそれに基づいて委嘱するといふ形をなせられないか。非常にまわりくねつて、かつこうだけは民主的な形をとつておりますが、これでは實際労働組合から上つて行くことが、市町村議会の意見を聞いたりなんかする過程において相当ゆがめられる危険があると思ひますが、どうですか。

市町村長に推薦してもらい、それから市町村議会の意見を聞く。そのほかになお人権擁護について今まで非常に活動しておりました弁護士会の意見を聞く。しかも定員の倍数を推薦してもらひまして、法務総裁がこれをきめるといふよきなわけで、これにつきましては、そういう労働者にも入つていただきたいといふので、非常な考慮を拂つたつもりであります。

○梨木委員 考慮を拂つておつても、これでは労働者の代表が出て來ません。市町村議会の意見を聞いて、こういう形では出來てないですよ。ですからもつと直接的に労働組合の推薦したものを法務総裁が委嘱する、こういう形をとらないで、どうして期待するよきなこの労働者の代表が出て來ますか。私はこれでは出て來るはずがないと思ひます。それで實際人権擁護の必要性は、労働組合や農民団体、そういう団体が最も人権蹂躙の被害者なんだ。その被害者との密接な提携なくして、どうして人権擁護運動がその目的を達成できるか。これを私は聞きたい。實際にこういうものををつつて、ただ上の方だけで何か形だけの人権擁護の委員会をつつて、そうしてひま仕事にでもやつて行く。そういうことでは、私はせつつか國家の費用を使つてやつて、十分なのねらいが達成できなと思ひます。だから私はもつと人権蹂躙の被害者の側からより多くのそういう人権擁護委員を選出するよきな方策をとらなければならぬと思ひます。そのためには、こういう規定では一体十分な目的を達成し得る委員が出て來るかどうかに非常な疑問を持つておるのでありますが、あなたはどうかお考えですか。

○大室政府委員 御質問の趣旨はよくわかりました。これをつくり出すのにつきましては、全國にあまねく委員を置きたいという考えから、こういう地域的に置くという案を立てたのであります。その選任の際には御趣旨をよくくみまして、御期待に沿うよきにいたしたいと存じます。

○梨木委員 次に第七條の第四号に「日本國憲法施行の日以後において、日本國憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者」とありますが、一体こういう日本國憲法またはそのもとに成立した政府を暴力で破壊することを主張するよきな政党や団体は政令で禁止されておる。禁止されておるものはあり得ないわけですか。こんなものを何だつて第七條にこしらへて來たのか、これを聞きたい。

○大室政府委員 御質問の趣旨はよくわかりました。これをつくり出すのにつきましては、全國にあまねく委員を置きたいという考えから、こういう地域的に置くという案を立てたのであります。その選任の際には御趣旨をよくくみまして、御期待に沿うよきにいたしたいと存じます。

○梨木委員 次は第七條の第四号に「日本國憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者」とありますが、一体こういう日本國憲法またはそのもとに成立した政府を暴力で破壊することを主張するよきな政党や団体は政令で禁止されておる。禁止されておるものはあり得ないわけですか。こんなものを何だつて第七條にこしらへて來たのか、これを聞きたい。

○大室政府委員 これは國家公務員法第三十八條の第五項にこれと同じよきな規定があるのであります。これとの關係上こういうものを置くのがしかるべきだと考えまして入れたのであります。

○梨木委員 國家公務員法にそういう規定があるからといつて、一体私の聞きたいのは、こういう政党や団体は新憲法下においては存在し得ないでしよう。団体等規正令によつてすぐ解散を命ぜられることになつておる。そういうあり得ない団体をどういふわけで書くのですか。そういう団体だといふことがわかつたら、すぐ解散されるんですよ。

で、やはり國家公務員法という大きな法規の趣旨に従うのがしかるべきだ、こう考えましてこの條項を入れたのであります。

○梨木委員 そういふことを聞いていられるんじやなくて、私があなたに伺いたいのには、こういう政府を暴力で破壊することを主張する政党やその他の団体を結成し、またはこれに加入するといふよきなことは団体等規正令で禁止されておるのでありますから、こういうものは存在し得ないことになつておるわけですか。存在し得ない団体を存在するよきに仮定してこういうところに設ける必要は全然ないわけだと私は思ふのです。その点をひとつ私の納得の行くよきように説明していただきたい。

○大室政府委員 しかし解散を命ずるという事になりますと、やはり前提としては、そういう団体があり得るといふよきに考えられますので、やはり公務員法その趣旨に沿ひまして、この條項を入れたのであります。

○梨木委員 それでは一体こういう団体は今どんな団体があるのですか、示してもらいたい。これは法務総裁から直接伺いたいと思ひます。

○花村委員長 それでは本案に關して御質問はありませんか。なければこの程度にとどめます。

○花村委員長 次に司法警察職員等指定應急措置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。御質疑はありませんか。

○猪俣委員 大体この立法の趣旨には反対ありませんけれども、こういう鉄道職員なんか司法事務の一部を取扱わせることについて、一体どういふ

合、どのようなところまで、私
 だいたい存じておられませんけれども、
 いわゆる普通の警察で申しますと、
 司法主任あるいは捜査主任というもの
 の下に刑事捜査の部長がおりまして、
 その下に刑事が数名ついておられます。
 通常司法警察官の場合におきまして
 は、警部、いわゆる捜査主任と、それ
 から刑事捜査の部長というものが、い
 づれも司法警察員になつておられるのであ
 ります。そしてそういうものがいる
 いる令状の請求権とかいうものを持つ
 ておられますので、部下の言うことを聞
 きました、すぐその者のはからいで直
 接に令状を請求したり、あるいは事件
 をまとめ上げて検察廳に送つたりする
 ことができるのであります。ところが
 率をこらんになりましてはわかるよう
 に、海上保安官の場合には、部下の数は
 相当ございませぬけれども、その持つて
 来た事件をまとめめる者が非常に少い
 であります。そういう点で、先ほど申
 上げたように、自分の手で処理でき
 ないで、ほかにまわさざるを得ないと
 いうような現象を生じているものと考
 えておるのであります。

○梨木委員 鉄道公安官の場合も、そ
 れから海上保安官の場合も、これは大
 体現行犯の捜査並びに検挙ということ
 のみに限られておる、そういうように
 私は理解するのであります。ところが、
 一般の國家警察の場合における
 と、一般の司法警察員と司法捜査の比率
 のような割合を要しないのじやないか
 と考へるのです。つまり仕事の内容が
 非常に違うのだということから、司法
 警察員の数は、そんなに多くなくても
 事足りるのではないかと、どう考へる
 のですが、その点どうですか。

○高橋政府委員 鉄道公安官の方は、
 この法律によりまして、列車または停
 車場における現行犯ということに限り
 れておられます。しかしながら海上保安
 官の方は、これは大ざつぱに申し上げ
 ますと、陸上の犯罪はいわゆる通常警
 察官、それから海上の犯罪は海上保安
 官、こういうふうなふうに考へられる
 のであります。ただいまをこまですて育
 つておられませんけれども、権限とい
 しましては、單に現行犯に限られな
 い、すべての態様の犯罪捜査を含んで
 おるのであります。従いまして、假に
 現行犯の処理の場合には、まとめ上げ
 るまでの数が割合に少くともいいのじ
 やないかという議論が正しいとい
 しまして、海上保安官にはそれは当て
 はまらないというふうに考へておりま
 す。

○花村委員長 御質疑はありませ
 ぬか。なければ本案の御質疑はこの程度
 にとどめておきます。

○花村委員長 次に公判前の証人等に
 対する旅費、日当、宿泊料等の支給法案
 を議題といたします。御質疑があれば
 承ります。御質疑はありますか、
 なければ本案に対する質疑は後に譲り
 たいと存じます。

次に檢察廳法の一部を改正する法律
 案を議題として審査を進めます。御質
 疑はありますか。御質疑がなければ
 本案に対する御質疑はこの程度とい
 しておきます。

本日はこれにて散会いたします。
 午後三時四十一分散会

<p>訴訟費用等臨時措置法の一部を改正 する法律案(内閣提出)(參議院送付)</p>	<p>に関する報告書 刑事訴訟費用法の一部を改正する法 律案(内閣提出)(參議院送付)に関す る報告書 (都合により別冊附録に掲載)</p>
<p>(參照)</p>	